

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第16弾）

申請時によくあるお問い合わせ



Q 1 確定申告書類の控えに税務署の收受日付印が押印されておらず、e-Taxの受信通知（メール詳細）もありません。売上高方式（下限額以外）や売上高減少額方式で申請できますか。

A 1 確定申告書類の年の「納税証明書（その2 所得金額用）」を併せて提出してください。

Q 2 昨年交付された協力金は売上に含めて申請するのでしょうか。

A 2 売上に含めません。

Q 3 時短要請期間中に新規開店した店舗は協力金の対象となりますか。

A 3 通常の営業時間など交付要件を全て満たしていることが確認できれば協力金の対象となりますが、実態を確認するために、追加の資料の提出を求められることがあります。1日当たりの協力金の額は下限額となります。（新規開店特例を適用せずに申請してください。）

なお、営業の実態がないと判断される場合は、交付対象外となります。

Q 4 店舗内で飲食以外の売上がありますが、その売上也売上高に含めて申請してもよいですか。

A 4 店舗内の飲食以外の売上（営業時間短縮要請の対象外のもの）は、原則として除外して申請してください。ただし、その売上が飲食業に付随するもので店舗内の飲食と切り離して単独で行うことが困難であり、営業時間短縮要請等の影響を必然的に受ける場合は、申請の売上高に含めていただいて構いません。

（例）

- ・玩具や土産物の物品販売、テイクアウト等のうち小規模なもの（店舗内の飲食売上合計金額より少ないもの）
- ・カラオケスナックのカラオケ代等、飲食物の提供を行わなければ単独で成立しがたいもの。

Q 5 店舗内飲食とそれ以外サービスを併せて提供していることから、これらを区分して売上帳等に記帳することができません。どのように店舗内飲食の売上高を計算すればよいですか。

A 5 平成31年、令和2年又は令和3年の1月及び2月における1週間分のレシートや伝票等により、店舗全体の売上高から店舗内飲食の売上高の割合を計算し、店舗の月別の売上高から店舗内飲食の売上高を算出してください。

(この計算方法は、提供するサービスの性質上、売上帳等に店舗内飲食を区分して計上することが困難な場合に限りです。)

Q 6 大企業ですが、新規開店特例で申請できますか。

A 6 新規開店特例での申請も可能です。なお、電子申請も可能です。

Q 7 協力金額算定シートに売上高等を入力した結果、1日当たりの交付申請額に千円の単位が出てきましたが、申請書の交付申請額の欄にはどのように記入すればよいですか。

A 7 申請書の協力金額の欄は「万円」単位となっていますので、千円の単位を記入する際には、小数点を用いて記入してください。

(例) 協力金額算定シートの1日当たりの協力金額の欄に「75,000円」と表示されている場合には、申請書には「7.5万円」と記入してください。

Q 8 新規開店特例等の特例制度を適用できる条件の店舗ですが、協力金額を算定したところ、売上高方式(下限額)となりました。この場合、売上高等を確認できる書類や、特例制度の適用に必要な書類とされている特例適用申出書等の提出は必要ですか。

A 8 不要です。協力金額が売上高方式(下限額)となる場合は、特例制度を適用せず売上高方式(下限額)により申請してください。

(特例制度を適用して申請した場合、審査にお時間をいただきます。)

Q 9 昨年の時短要請期間から時短要請期間外(令和3年10月25日～令和4年1月20日)を含め連続して休業し、第16弾要請期間中も引き続き休業した場合は、交付対象となりますか。

A 9 時短要請期間外(令和3年10月25日～令和4年1月20日)の全てを休業するなど、営業実態がないと判断される場合は、交付対象外とします。

なお、営業実態を確認するため、追加の書類を求めることがあります。